

恵庭市シティセールス推進委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年10月20日

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市シティセールス推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市の魅力、資源等を市内及び市外に発信しながら、まちの知名度を高め、定住人口及び交流人口の拡大を目指すに当たり、シティセールスの推進方法について、様々な視点から検討を行い、実践につなげていくことを目的として恵庭市シティセールス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) シティセールスプランの策定及び推進に関する事項
- (2) シティセールス推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体からの推薦者
- (3) 公募市民(市外からの通勤者及び通学者を含む)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償及び交通費)

第7条 委員に支給する報償費及び交通費は、別表のとおりとする。

- 2 委員のうち、市の職員であるものに対しては、報償費及び交通費は支給しない。

(会議録の作成及び公表)

第8条 委員会は、会議終了後速やかに会議の議事要旨を作成し、会議の資料とともに公表するものとする。ただし、委員長が会議に諮り決定した場合は、議事要旨を非公表とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年 月 日から実施する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定による委員の選任その他委員会に関し必要な準備行為については、この要綱の実施の前においてもすることができる。

別表 (第7条関係)

報償費	日額6,000円	
交通費	鉄道賃	上級の運賃又は実費
	車賃(1キロメートルにつき)	20円

備考

- 1 行程4キロメートル未満の場合には、車賃は支給しない。
- 2 タクシー料金については、利用が必要やむを得ないと認められる場合にのみ支給するものとし、支給する場合は実費額による。